

# 移動系通信に関する電気通信事業者の 業務の状況等の確認結果

---

平成30年5月25日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課

## 電気通信事業分野における市場検証に関する 年次計画(平成29年度)で定めた実施内容(抜粋)

### 3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針

#### 3-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

- (1) BWA設備が第二種指定電気通信設備の指定対象となる可能性を念頭に、「電波利用の連携」の競争条件を検証するため、電波利用の連携によるサービスについて、その現状やMVNOの要望等について確認
- (2) 平成28年度における業務の状況等の確認結果を踏まえ行った、第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保するための制度整備を受けた対応状況、事業者の取組を注視するとして事項の取組状況について確認

#### 3-3 グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの確認

- ・ 二種指定設備設置事業者及びそれらの特定関係法人である電気通信事業者におけるグループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの有無について確認

- 「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(平成29年度)」(平成29年8月29日)に基づき、二種指定設備設置事業者及びMVNOに対して業務の状況等を聴取。項目3-2(1)及び3-3の一部については「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」※1にてアンケート及びヒアリングを実施。
- 上記に加え、二種指定設備設置事業者及びMVNOに対する個別書面調査※2を実施。

項目		確認方法
3-2(1)	第二種指定電気通信設備とBWA設備による電波利用の連携によるサービスの現状やMVNOの要望等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ サービス提供の現状についてはKDDI及びソフトバンクより聴取</li> <li>➤ MVNOの要望等については、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」における検討に際し、アンケート及びヒアリングを実施</li> </ul>
3-2(2)	平成28年度の確認結果を踏まえた制度整備を受けた対応状況及び事業者の取組を注視するとした事項の取組状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 二種指定設備設置事業者及びMVNOに対する個別書面調査を実施 (一部項目については「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」にて確認)</li> </ul>
3-3	二種指定設備設置事業者及びそれらの特定関係法人である電気通信事業者における、グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの有無について	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 販売支援関連及び端末関連については、二種指定設備設置事業者及びMVNOに対する個別書面調査を実施</li> <li>➤ 料金設定及びサービス品質関連については、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」における検討に際し、アンケート及びヒアリングを実施 (また、電気通信事業法第38条の2に基づく卸電気通信役務に関する届出内容の確認を実施)</li> </ul>

※1 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」の報告書については参考資料を参照

※2 個別書面調査の実施方法の詳細についてはp. 17を参照

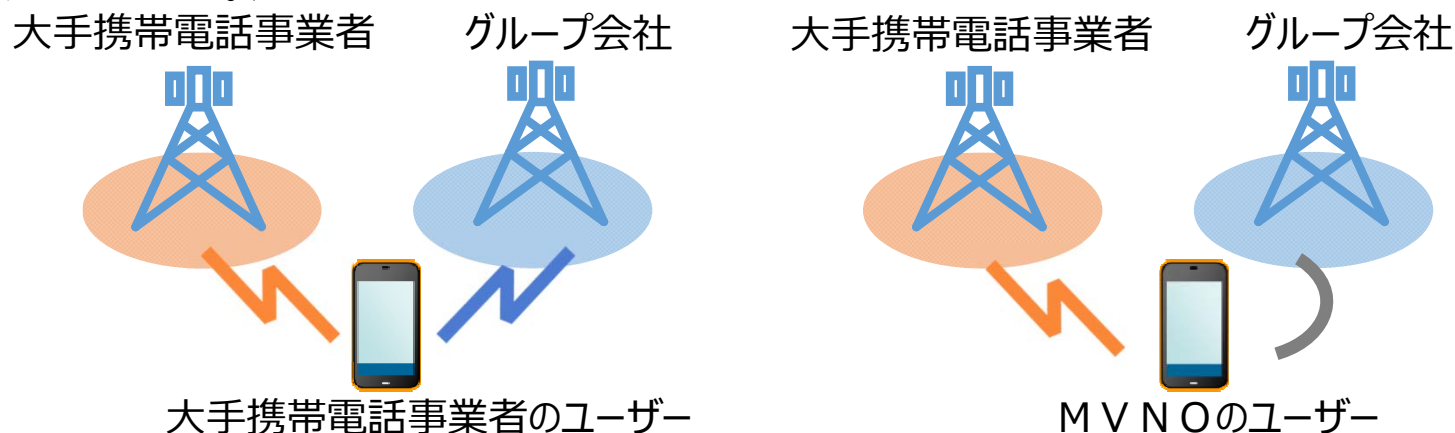
## **3-2(1) 電波利用の連携によるサービスの現状や MVNOの要望等**

---

- BWA設備が第二種指定電気通信設備の指定対象となる可能性を念頭に、「電波利用の連携」の競争条件を検証するため、電波利用の連携によるサービスについて、その現状やMVNOの要望等について確認した。

### ① 電波利用の連携によるサービスの提供状況

- 一部の二種指定設備設置事業者においては、そのグループのBWA事業者の基地局設備を活用した電波利用の連携によるサービスを提供している。
- BWA事業者の基地局設備の利用について接続約款に定めがなく、MVNOは、二種指定設備設置事業者やBWA事業者と個別に交渉する必要がある。(現実には、BWA事業者から卸役務の提供を受ける二種指定設備設置事業者との交渉が行われている。)



- KDDIにおいては、L2接続と同様の形態で卸役務を提供する全てのMVNOに対し、BWA事業者(UQ)から卸役務で提供を受ける基地局設備を卸役務で提供している。
- ソフトバンクにおいては、単純再販の形で卸役務を提供するMVNOに対し、BWA事業者(WCP)から卸役務で提供を受ける基地局設備を卸役務で提供している。

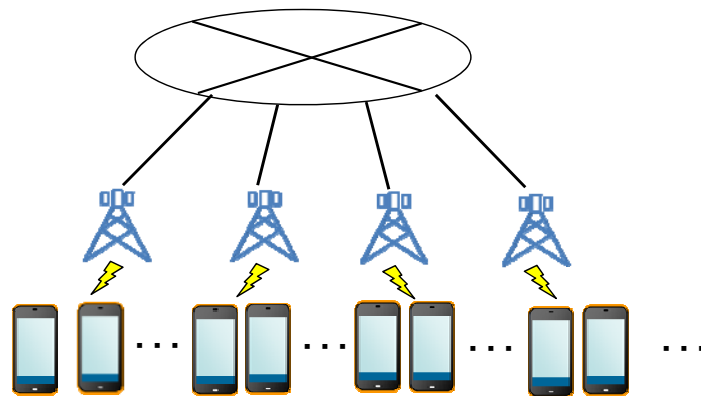
### ② 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」におけるMVNOに対するアンケート調査の結果

- 電波利用の連携について、BWA事業者の二種指定化、接続料化を支持する。
- 二種指定化、接続料化することによる値上がりを懸念する。

### ③ 総務省における今後の取組

- 総務省では、報告を受けている特定移動端末設備のシェアを勘案することにより、第二種指定電気通信設備制度の適用を検討する。

1. 利用者が競争環境下で総合的かつ多彩なサービスの提供を受けるためには各電気通信事業者の電気通信設備が円滑に接続されることが確保されていることが重要である。しかしながら、事業者間の交渉力の違いなどにより事業者間の協議のみによっては円滑な接続が確保されない可能性があること等から、その設備との接続に関する協議において強い交渉力を有する電気通信回線設備を設置する電気通信事業者には、電気通信事業法第32条により、接続の請求に対して応諾する義務を設けている。
2. 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の中でも、利用者が直接アクセス可能な手段である移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者は、利用者へのアクセス手段をその設置設備としているため、接続協議において他の事業者に対して強い交渉力を有している。そこで、そういった電気通信事業者が当該伝送路設備を用いて提供する電気通信役務に用いられる電気通信設備との接続について、第二種指定電気通信設備制度を設けている。



3. 第二種指定電気通信設備制度では、上記のような設備について、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を回避するために、この設備を指定し、それに関する接続料・接続条件の公平性、透明性、接続の迅速性等を担保するため、その届け出、公表等を義務づけている。
4. ただし、端末へのアクセスシェアが10%以下の場合には、自網を利用してもらうインセンティブが他方で働くと考えられること等から、制度の適用対象には含めていない。

**3-2(2) 平成28年度の確認結果を踏まえた  
制度整備を受けた対応状況  
及び注視するとした取組の対応状況**

---

- 平成28年度における業務の状況等の確認結果を踏まえ行った、第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保するための制度整備を受けた対応状況、事業者の取組を注視するとした事項の取組状況について確認した。

## □ 制度整備の概要

改正対象	改正内容
A. 電気通信事業法施行規則	次の事項を接続約款への記載事項に追加 ① 標準的な役務利用管理システムの機能及び料金 ② SIMカードの種類ごとの機能 ③ 障害等に関する情報の接続事業者への通知責任 ④ いわゆる網改造料等の、案分方法を含む算定方法 次の事項を卸電気通信役務に関する届出事項に追加 ⑤ 役務利用管理システム及びSIMカードの機能、料金、提供条件
B. 第二種指定電気通信設備 接続料規則	データ伝送交換機能に以下の新たな区分及びそれぞれの単位を設ける ① ②③以外のもの（回線容量） ② 回線管理機能（回線数） ③ SIMカード（SIMカードの枚数）
C. 平成二十八年総務省告示第 百七号 （電気通信事業法施行規則 第二十三条の九の五第二項 の規定に基づき情報の開示 に関する事項を定める件）	次の事項について、接続を行う上で重要な事項であるとして、情報開示義務を追加 ① MNO網における障害情報の通知 ② 役務利用管理システム又はSIMカードへの機能追加又は変更の通知 ③ いわゆる網改造料の見込み額の公表 ④ 端末接続試験の標準的な料金を含む情報の開示 ⑤ 接続料の、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比
D. MVNOに係る電気通信事業 法及び電波法の適用関係に 関するガイドライン	① 頻度の高い工事の工事当たりの単価を約款に記載すべき旨明確化 ② 役務利用管理システム又はSIMカードの機能その他の提供条件の追加及び変更に関する情報を早期に通知するよう努めるよう記載 ③ MVNEとして他のMVNOに電気通信役務の提供を行っているMVNOについて、MNOから得たふくそう、事故等に関する情報を速やかに卸先事業者へ情報提供するよう記載

- 注視事項
- ① MVNOに対する再卸制限のおそれ
  - ② MVNOユーザによるテザリングの利用可否
  - ③ 二種指定設備設置事業者のグループ内優遇の可能性（料金設定及びサービス品質関連）（項目3-3で後述）



## ア 制度整備を受けた対応状況

### ① 制度整備を受けた二種指定設備設置事業者の対応

制度整備を踏まえ、二種指定設備設置事業者は平成29年12月までに各社の接続約款の変更を行った。  
(p. 9)

### ② MVNOからの意見

MVNOからの意見は、「事業予見可能性の向上」、「接続料等の透明性及び適正性向上」に資する等、制度整備に概ね賛同するものであった。また、情報開示義務に追加された「接続料の、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比」については、「MVNOの二種指定設備設置事業者に対する情報開示請求の件数や、それに対する二種指定設備設置事業者の対応等を総務省において注視すべき」との意見があった。(p. 10)

他方、「公表されている網改造料の見込み額の幅が広く予見可能性が向上していない」旨、MVNOから懸念が示され、課題等が確認された。これについて、当該指摘のあった二種指定設備設置事業者からは「公表されている見込み額の幅を狭めることは可能」との説明があったところ、公表されている網改造料の見込み額の幅が狭くなり、MVNOにとっての予見可能性が向上するか、状況を注視していく。  
(p. 11)

## イ 注視するとした事項の取組状況

平成28年度の確認結果を踏まえて事業者の取組を注視するとした事項については、「電気通信事業分野における市場検証（平成28年度）年次レポート」の公表（平成29年8月29日）後、平成29年10月31日に再卸を制限する条項が契約から削除された。(p. 12)

また、従来より実現していなかったMVNO端末の一部におけるテザリングについて、ソフトバンクのネットワークでは実現した（iPhone、iPad端末については平成30年4月9日より。Android端末については、平成30年5月18日からソフトバンクが販売する平成30年春夏モデル以降の端末より。）。KDDIについては現時点で未実現であり、総務省はKDDIに対して、早期実現と実現時期の明示の要請を行う。  
(p. 12)

# 3-2 (2) ア ① 制度整備を受けた二種指定設備設置事業者の対応

□ 第二種指定電気通信設備に係る透明性・適正性等の確保、公正競争環境の向上のため行った電気通信事業法施行規則等の改正（平成29年9月28日施行）に伴い、二種指定設備設置事業者はその接続約款を変更した。

改正省令等	変更内容 (接続約款記載事項の追加)	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
1. 電気通信事業法施行規則	① 標準的な役務利用管理システムの機能及び料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準的な役務利用管理システムの機能及び料金を規定</li> </ul>	同左	同左
	② SIMカードの種類ごとの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>SIMカードの種類ごとの機能を規定</li> </ul>	同左	同左
	③ 障害に関する情報の接続事業者への通知責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害に関する情報を接続事業者へに通知する旨を規定</li> </ul>	同左	同左
	④ いわゆる網改造料等の案分方法を含む算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>いわゆる網改造料等の案分方法を含めて算定方法を規定</li> </ul>	同左	同左
	⑤ 回線管理機能(回線数単位)の接続料	<ul style="list-style-type: none"> <li>94円(回線・月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>88円(回線・月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>88円(回線・月)</li> </ul>
	⑥ SIMカード(枚数単位)の接続料	<ul style="list-style-type: none"> <li>341円(枚)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>230円(枚)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>337円(枚)</li> </ul>
2. 平成28年総務省告示第107号※1	(第二種指定電気通信設備との円滑な接続を行う上で重要な事項の情報開示義務の追加)	下記項目に対応する旨を規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>障害に関する情報の通知</li> <li>役務利用管理システム又はSIMカードへの機能追加又は変更に関する情報の通知</li> <li>網改造料等の見込み額の公表</li> <li>接続料の、原価に利潤を加えたものに対する原価比率並びに原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報の開示</li> </ul>	同左	同左 <ul style="list-style-type: none"> <li>端末接続試験について、標準的な料金を含む情報の開示</li> </ul>
3. ガイドライン※2	頻度の高い工事の工事当たりの単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>L2接続の接続回線の帯域幅の変更に係る工事: 1工事ごとに31,180円 ※平日昼間の工事費の額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>L2接続の接続回線の帯域幅の変更に係る工事: 1工事ごとに63,400円 ※工事時間帯の制限なし</li> </ul>	—

※1 平成28年総務省告示第107号(情報の開示に関する事項を定める件)

※2 MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン

3-2 (2) ア ② MVNOからの意見

確認内容	対応方針	(参考)関係法令等
<p>(制度整備事項全般関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今般制度整備に対してMVNOからは、事業予見可能性の向上や接続料等の透明性及び適正性向上に資する等との意見があった。</li> </ul> <p>(制度整備事項C-⑤関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MVNOから、「接続料の、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比」については、MVNOによる情報開示請求の件数や、それに対する二種指定設備設置事業者の対応等を注視すべきとの意見があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>接続料の算定根拠の透明性を向上するために、「接続料の、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比」の情報開示義務を新設した。</li> <li>また、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」の報告書において、「接続料については、これを支払う事業者に対して、その算定根拠について透明性が確保されることが重要である。これについては、(略)接続料の原価や需要等に関する情報開示を求める(略)制度の運用状況等について検証を行う」こととされた。</li> <li>今般の確認において、MVNOから、MVNOによる情報開示請求の件数や、それに対する二種指定設備設置事業者の対応等を注視すべき旨の意見があったことを踏まえ、総務省は引き続き制度の運用状況等について注視し、制度やその運用について改善が必要であるかの検証を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年総務省告示第107号</li> </ul>

## 3-2 (2) ア ② MVNOからの意見(続き)

確認内容	対応方針	(参考)関係法令等
<p>(制度整備事項C-③関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>網改造料の見込み額について二種指定電気通信設備設置事業者各社のHPにて公表されているが、NTTドコモ及びKDDIにおいては、「数百万円」という記載である。</li> <li>網改造料の見込み額算定的前提条件である設備構成として、「10Gインターフェースにて接続し、XiGTP接続利用機能を利用する」ことや「10GbpsによるACT/SBYの冗長構成」であることの記載がある。</li> </ul> <p><b>【MVNOからの指摘事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の二種指定設備設置事業者においては、記載されている網改造料の見込み額の幅が広く、予見可能性が向上していない。</li> </ul> <p><b>【一部の二種指定設備設置事業者の意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公表されている見込み額の幅を狭めることは可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今般の制度整備（平成29年9月28日施行）により、予見可能性向上の見地から、二種指定電気通信設備設置事業者において、網改造料の見込み額を公表することとなった。</li> <li>これを受けて実際に公表された網改造料の見込み額の幅は、一部の二種指定設備設置事業者においては「数百万円」といった曖昧性のある表現となっており、これによって予見可能性が十分向上したとすることはできない。</li> <li>これについて、二種指定設備設置事業者側では、見込み額の表現を改善するとの意見表明があったところであり、総務省では、MVNOにとっての予見可能性が向上するか、状況を注視していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業法施行規則第23条の9の3、第23条の9の5</li> <li>平成28年総務省告示第107号</li> </ul>

## 3-2 (2) イ 注視するとした事項の取組状況

確認内容	対応方針	(参考)関係法令等
<p>(注視事項①関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• MNOが再卸に制限を設けるおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成28年度）」に基づき行った、業務状況等の確認において、一部の二種指定設備設置事業者等において、再卸の制限を設けているケースが確認された。</li> <li>• これを踏まえ、総務省にて確認を行ったところ、昨年確認時に再卸の制限を設けるおそれを示したMVNOと再卸の制限を設けていると回答したMNOとの契約において、「電気通信事業分野における市場検証（平成28年度）年次レポート」（平成29年8月29日）の公表後の平成29年10月31日に再卸を制限する条項が削除されたことを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電気通信事業法第29条第1項第7号、第10号</li> </ul>
<p>(注視事項②関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 一部端末で、テザリングがMVNOで利用できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• MVNOにおいてテザリングができない状態が続くことは、MVNOと二種指定設備設置事業者の間、MVNO間で同等の条件で競争ができない状態を放置することになる。</li> <li>• これについて、ソフトバンクのネットワークではiPhone/iPad端末においては平成30年4月9日から、Android端末については平成30年5月18日からソフトバンクが販売する平成30年春夏モデル以降の端末で、テザリングが実現した。</li> <li>• KDDIについては現時点で未実現であり、総務省はKDDIに対して、早期実現と実現時期の明示の要請を行う。</li> <li>• なお、テザリング未対応の既発売端末への対応については、今後MVNOからの要望の有無を総務省が確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電気通信事業法第29条第1項第1号、第7号、第10号</li> </ul>

3-2 (2) イ 注視するとした事項の取組状況(続き)

確認内容	対応方針	(参考)関係法令等
<p>(注視事項③関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOの提供するサービスについて、他のMVNOと同等の料金設定で伝送速度が圧倒的に速いサービスの提供がなされており、当該二種指定設備設置事業者によるグループ内優遇の可能性はある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(p. 15を参照)</li> </ul>	

### **3-3 グループ内外の電気通信事業者に対する 不当な差別的取扱いの有無(移動系通信関係)**

---

- 二種指定設備設置事業者及びそれらの特定関係法人である電気通信事業者におけるグループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの有無について確認した。

確認内容	対応方針
<p>(料金設定及びサービス品質関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOの提供するサービスについて、他のMVNOと同等の料金設定で伝送速度が圧倒的に速いサービスの提供がなされており、当該二種指定設備設置事業者によるグループ内優遇の可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 二種指定設備設置事業者は、卸電気通信役務※<sup>1</sup>の一部について、料金その他の提供条件等の届出を義務づけられており※<sup>2</sup>、総務省において当該届出の内容の確認を行っているところ、当該届出に基づき確認できる範囲では、MVNOへの料金その他の提供条件等は、概ね接続約款に準拠するものであった。</li> <li>● 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」において、MVNOのデータ伝送役務の提供に係る契約帯域幅及びその利用者数についてMVNO10社から情報提供を受けたところ利用者当たり契約帯域幅(kbps/利用者数)ではUQがこれらMVNOの中で最も大きい値であった。MVNOの支払額が接続約款に準拠するものであれば、UQでは、他のMVNOよりも利用者当たりで多額の料金を支払うことでそれに応じた大きな帯域幅を確保していることになる。</li> <li>● この点について、ネットワーク提供に際しての事実上の金銭的補助があるが故に上記の多額の支払いが可能となっているのかについては必要な検証が行われていない。今後、本件検証について、総務省において検討を進めていく。</li> </ul>

※1 特定関係法人かつ5万回線以上の卸先又は50万回線以上の卸先に提供するもの。 ※2 電気通信事業法第38条の2、電気通信事業法施行規則第25条の7第1項第4号、第25条の7の2



確認内容	対応方針
<p>(販売支援関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 店舗展開や販売促進面において、二種指定設備設置事業者と関連MVNO間の連携が過度に行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 前回の調査において、関連MVNOと販売連携に係る契約を締結している二種指定設備設置事業者からは、他のMVNOに対しても、販売連携について協議に応じるとの説明があったところである。</li> <li>• 今般の個別書面調査において、MVNOからは、販売支援の要望が不当に拒否されたとの回答はなかった。また、一部のMVNOにおいて当該二種指定設備設置事業者との間で平成29年度において販売連携を行っていた事例の回答があった。</li> <li>• また、同じ今般の個別書面調査において、当該二種指定設備設置事業者から、販売支援を要望するMVNOとの間では現在協議を行っているとの回答があった。</li> <li>• 今後も総務省において協議状況を注視することが必要である。</li> </ul>

確認内容	対応方針
<p>(端末関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場シェアの高い端末について、メーカーから二種指定設備設置事業者に対してのみ提供されている場合がある。</li> <li>二種指定設備設置事業者からの市場シェアの高い端末 (iPhone) の提供が関連MVNOでないMVNOでは実現できていない。</li> </ul> <p>【関連MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定関係法人である二種指定設備設置事業者に依頼し、iPhoneの卸提供を受けている。</li> <li>利用者満足度の向上のため、端末ラインナップの充実を図っているところ、iPhoneは一定のニーズがある端末であり、競争事業者への対抗上も不可欠。</li> <li>市場シェアが高く利用者ニーズの高い端末 (iPhone) を取り扱うことで、加入者増の効果を期待。</li> </ul> <p>【一部の二種指定設備設置事業者の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定関係法人であるMVNOに市場シェアの高い端末 (iPhone) を提供している。</li> <li>特定関係法人ではない複数のMVNOからも市場シェアの高い端末 (iPhone) の提供について要望を受けたことがある※<sup>3</sup>が、提供はしていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>端末の供給について、電気通信事業者が独立した事業主体として行った供給先の選択や供給に係る条件の設定は、基本的には、事業者による自由な事業活動として尊重される。</li> <li>また、利用者利便の向上のため、市場シェアの高い端末について、MVNO等の電気通信事業者が当該端末のメーカーや当該端末の調達可能な電気通信事業者から調達を行うことが可能となることは、歓迎される。</li> <li>しかしながら、市場シェアの高い端末のメーカーからの供給が二種指定設備設置事業者のみに対してなされ、MVNOが自ら調達することが困難な状況において、二種指定設備設置事業者からMVNOへの当該端末の転売が自己の関係事業者であるMVNOのみに対して行われる場合には、結果として移動系通信市場における競争に影響を及ぼす可能性がある。</li> <li>このため、総務省において、二種指定設備設置事業者とMVNOとの間の端末の提供に関する協議・交渉等の状況を注視し、状況に応じて必要な対応を検討する※<sup>4</sup>。</li> </ul>

※<sup>3</sup> 当該MVNOとの間で条件等の協議を行ったか否かについて明確な回答はなかった。

※<sup>4</sup> 一部の二種指定設備設置事業者からは、端末メーカーから、自社の代理店及び特定関係法人以外の事業者に対する当該メーカーの端末の販売を禁止されている事実はないとの回答があった。

- 「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(平成29年度)」(平成29年8月29日)に基づき、**二種指定設備設置事業者及びMVNO**に対し、**個別書面調査を実施**。

【個別書面調査の概要】

<p><b>対象事業者</b></p>	<p><b>【二種指定設備設置事業者】</b>                  (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)</p> <p><b>【MVNO】</b> 38社から回答(①MVNO委員会に所属するMVNO(23社)、②5万契約数以上のMVNO(①を除く11社)、③二種指定設備設置事業者の特定関係法人であるMVNO(①、②を除く4社))</p>
<p><b>確認方法</b></p>	<p>MVNO: 書面調査を実施(平成30年2月2日から同月16日まで)                  二種指定設備設置事業者: MVNOへの調査結果を踏まえ、確認すべき内容について書面調査を実施(平成30年3月28日から同年4月6日まで)</p>
<p><b>確認項目</b></p>	<p>3-2 (2) 平成28年度の確認結果を踏まえた制度整備を受けた対応状況及び事業者の取組を注視するとした部分の取組状況                  (一部項目については「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」にて確認)</p> <p>3-3 グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの有無のうち、販売支援関連及び端末関連</p>